

平成30年度

組合販路開拓支援事業

◇ 補助金のお知らせ ◇

補 助 額

上限12万円（定額補助）

補 助 対 象 者

本会会員たる中小企業組合

公 募 期 間

平成30年6月18日～

平成30年7月17日(消印有効)

事 業 期 間

交 付 決 定 日 ～

平成31年2月28日

販路の開拓、サポートします

対 象 事 業

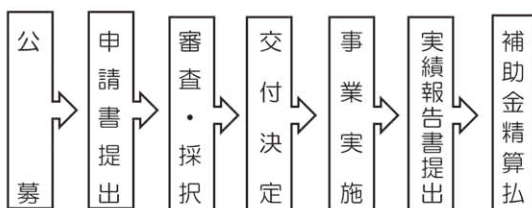
- ① 新たな販路開拓
(共同広告又は宣伝、展示会等の開催)
- ② 販路開拓に資する各種調査・研究開発
(先進地視察を含む)

※講習会・研修会の開催のみを目的とする事業は、補助対象外

対 象 経 費

専門家謝金、専門家旅費、原材料費、印刷製本費、
通信運搬費、広告料、委託料、使用料（車借上料を含む）、
賃借料（出展料を含む）、消耗品費、雑役務費

補 助 事 業 の 流 れ



注1) 審査は本会にて行います

注2) 申請書等は本会HP掲載の補助金交付規程をご確認ください

お問合せ先

群馬県中小企業団体中央会
振興課 上原

〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-3-1
(群馬県中小企業会館内)
TEL 027-232-4123
FAX 027-234-2266

協会けんぽ群馬支部からのお知らせ

皆様の取組で保険料率が変わる！



協会けんぽでは、平成30年度から新たにインセンティブ(報奨金)制度を導入

協会けんぽでは、加入者及び事業主の皆様が取組に応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、それを健康保険料率に反映させる「インセンティブ(報奨)制度」を平成30年度から導入します。

(※保険料率への反映は平成32年度からとなります。)

加入者及び事業主の皆様から一律にご負担いただいた財源を活用して協会けんぽ全支部を下記の5つの評価指標でランクづけを行い、上位過半数の支部には得点に応じた報奨金により保険料を引き下げます。

皆様の健康への取組が健康寿命の延伸・健康保持増進となり、医療費適正化につながります。

協会けんぽでも全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

インセンティブ制度における評価指標と加入者様へのお願い

①特定健診等の受診率の向上

年1回
健康診断を受けましょう

②特定保健指導の実施率の向上

③特定保健指導対象者の減少

保健指導のご案内が届いたら、
積極的にご利用ください

④要治療者の医療機関への受診率の向上

医療機関への受診案内が届いたら、
必ず受診してください

⑤後発医薬品の使用割合の向上

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」が届いたら、
医師・薬剤師に相談してください

インセンティブ制度に関するお問い合わせは 企画総務グループ ☎027-219-2100

退職金で、会社にも従業員にも活力！



中 小 企 業

会社に有利

掛金は全額非課税なので
節税につながります。
手数料も必要ありません。

安心・確実

国が掛金の一部を
助成します。

**パートさんも
加入OK**

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

職 金
カンタン管理

外部積立で管理もカンタン。
納付状況や試算額も
定期的にお知らせします。

退 共 済 制 度



中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211